

公 開 審 第 7 号  
令和3年(2021年)10月12日

下関市教育委員会 様

下関市公文書公開審査会  
会長 岡 本 博 志

審査請求に対する審査について（答申）

令和3年5月19日付け下中図第363号で諮問のあった事案について、次のとおり答申します。

## 第1 本審査会の結論

下関市教育委員会（以下「実施機関」という。）が令和3年4月5日付け下関市指令中図第4号の決定通知書により行った公文書の一部を公開することとした処分（以下「本件処分」という。）は、妥当である。

## 第2 本件審査請求及び双方の主張の概要

### 1 本件審査請求の概要

実施機関の職員による記録、審査請求書の記載事項等によれば、本件審査請求に至る経緯は、次のとおりである。

- (1) 本件審査請求人（以下「請求人」という。）は、令和3年3月24日付けで、実施機関に対し、下関市情報公開条例（平成17年条例第16号。以下「公開条例」という。）第9条の規定により、公文書の公開請求（以下「本件公開請求」という。）を行った。請求人の公開請求書中「公開を請求する公文書の名称又は具体的な内容」欄の記載は、「下関市立図書館に対する①警察などの捜査機関から『捜査関係事項照会書』により情報提供依頼があったことがわかる一切の書類②上記の情報提供依頼があった場合、図書館がとった対応がわかる一切の書類（2005年2月の1

市4町合併以降、現在まで)」である。

- (2) 実施機関は、本件公開請求に対し、本件公開請求に係る公文書（以下「公開請求公文書」という。）中、「捜査関係事項照会書の全部、あて先、照会文書番号」にあつては「公開条例第6条第1項第6号に規定する、他の地方公共団体が行う事務又は事業に関する情報であつて、公にすることにより、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」として、また「利用者番号、氏名、生年月日、住所、資料情報、資料番号、最終貸出日、最終返却日」にあつては「公開条例第6条第1項第2号に規定する、個人に関する情報であつて、特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるもの」として、これらの部分を非公開とする本件処分を行い、令和3年4月5日付け下関市指令中図第4号の決定通知書により、これを請求人に通知した。
- (3) 請求人は、本件処分を不服として、実施機関に対し、令和3年4月22日付けで行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定に基づく審査請求を行った。
- (4) 公開請求公文書は、下関市立中央図書館が管理している。

## 2 本件処分についての双方の主張の要旨

### (1) 請求人の主張

請求人の主張は、本件処分を取り消して、公開請求公文書中捜査関係事項照会書（以下「照会書」という。）について公開条例第6条第1項第2号に規定する部分以外の部分の公開を求めるというものであるが、その理由は、審査請求書及び反論書の記載から、要旨、次のとおりと判断される。なお、実施機関が本件処分により非公開とした「あて先、照会文書番号、利用者番号、氏名、生年月日、住所、資料情報、資料番号、最終貸出日、最終返却日」の部分の公開を求める旨の主張はない。

ア 照会書の全部を公開しないのは、公開条例の解釈を誤ったものである。

イ 照会書中個人の特定やプライバシーの侵害につながる部分並びに当

該照会書を発出した捜査機関の名称、担当職員の氏名及び連絡先の部分を除いた部分を公開することで、なぜ他の地方公共団体が行う当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれが生じるのか理解に苦しむ。

ウ 照会書の様式については、広く公開されており、この点からも公開しない理由はない。

エ 公開条例第6条第2項には、非公開に該当する情報とそれ以外の情報が記録されている場合で、当該非公開に該当する情報とそれ以外の情報が容易に分離できるときは、当該非公開に該当する情報を除いて公開しなければならないと規定されている。そもそも、実施機関は、同条第1項本文の規定により、当該非公開に該当する情報以外の情報は、公開する義務がある。

オ 照会書に、みだりに本照会に関する事項を漏らさないよう刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第197条第5項によって求めるとの記載があったとしても、公開条例に基づく本件公開請求に忠実に対応することは、みだりに照会書に関する事項を漏らすことにはならない。

カ 実施機関は、本件公開請求により捜査機関から照会書により情報提供の依頼があったことを認め、公にしている。

キ 実施機関が主張する照会書の全体が一体として捜査の内容を示す情報であるとの解釈は、首肯することはできない。

## (2) 実施機関の主張

実施機関は、照会書は、公開条例第6条第1項第2号に該当する情報のみに限らず、捜査機関の手法、対応方針等が推測されるもので、捜査機関の今後の事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められるとし、また、照会書は、司法警察職員が捜査の一環として刑事訴訟法に定められた権限に基づいて公務所等に照会する際に使用するものであり、その全体が一体として捜査の内容を示す情報であるといえるため、その全体を非公開とした決定は妥当である旨主張している。

### 第3 本審査会の判断

#### 1 公開請求公文書について

本審査会において公開請求公文書を見分したところ、公開請求公文書は、実施機関の事務局が平成27年9月3日に起案した「捜査関係事項照会書」と題する決裁文書であり、起案文、照会書、「捜査関係事項照会書に対する回答」と題する文書及び端末画面のハードコピー（端末の画面に表示されている状態をそのまま印刷する機能を用いて用紙に出力したものをいう。以下同じ。）から構成されていることを確認した。このうち、実施機関は、照会書にあっては其の全てを公開条例第6条第1項第6号に該当する情報として非公開とした。

そこで、当該照会書が公開条例第6条第1項第6号に該当するかどうかを検討する。

#### 2 公開条例第6条第1項第6号の該当性について

(1) 公開条例第6条第1項第6号は、市の機関、国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であつて、公にすることにより、当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものについて、非公開とすることを定めたものである。

(2) この照会書は、どの捜査機関がどのような事項に関して照会したかが明らかになる情報であつて、司法警察職員による捜査の内容を示す情報が記載されているものである。

このような司法警察職員による捜査の内容を示す情報が公になると、当該司法警察職員が所属する警察部局の捜査における捜査機関の着眼点や考慮要素等、捜査機関の捜査の手法、対応方針等が推測されることとなり、捜査機関の今後の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。したがって、照会書は、当該警察部局の属する本市以外の行政主体が行う事務又は事業に関する情報であつて、公にすることにより当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものに該当し、非公開とすべきものである。

(3) 請求人は、照会書の様式については広く公開されており、照会書中個人の特定やプライバシーの侵害につながる部分並びに当該照会書を発出した捜査機関の名称、担当職員の氏名及び連絡先の部分を除いた部分を公開することができるのではないかと主張する。しかし、照会書は、刑事訴訟法第197条第2項の規定に基づき、司法警察職員が捜査に当たって公務所又は公私の団体に照会が必要な場合に作成する文書であり、その全体が一体として捜査の内容を示す情報であって不可分的なものであるといえる。したがって、照会書を全て非公開とした実施機関の決定は、妥当であると判断する。

### 3 照会書以外の公開請求公文書に係る本件処分について

公開請求公文書中、起案文、「捜査関係事項照会書に対する回答」と題する文書及び端末画面のハードコピーに記載された情報のうち、「あて先、照会文書番号」の部分は照会書に記載された内容と同一のものであることから公開条例第6条第1項第6号に該当し、「利用者番号、氏名、生年月日、住所、資料情報、資料番号、最終貸出日及び最終返却日」の部分は個人に関する情報であって特定の個人を識別することができるものであるから同項第2号に該当するものであり、この点については、上述のとおり、請求人も争っていない。

### 4 結論

以上の次第であるから、本審査会は、実施機関の本件処分について、第1のとおり結論する。

## 第4 審査経過

- (1) 令和3年5月19日 諮問
- (2) 令和3年8月5日 第1回審査会（実施機関の意見の聴取、委員の審議及び方針決定）
- (3) 令和3年10月12日 答申決定